



配属先はどのようなになっていますか？

採用後の最初の配属先は、主に、雇用対策等を所管する本省の職業安定局、人材開発統括官の各課室となります。その後、さまざまな職務を経験しながら総合的かつ専門的な能力を身に付けていくことができるよう、基本的には、約2年ごとに異動があります。異動先は、本省内の職業安定局、人材開発統括官、大臣官房、政策統括官などを中心に、都道府県労働局、関係の独立行政法人等を含む幅広いものとなっており、今後は、労働基準、福祉関係等の分野や国際関係などにおいてもさらに人間科学職が活躍する可能性が広がるものと考えられます。

人事異動時に個人の希望は反映されますか？

主体的なキャリア形成についても支援しますが、省内外での研修や海外留学、国際機関、地方自治体等への出向のチャンスもあるので、それらの機会も通じて、職員的能力・適性に応じた人事配置を行っています。

配属先・異動先での職務の内容はどんなものですか？

人間科学職の職務は、総合職として、主に政策の企画立案・調整の業務や、現場に対する業務運営の指導の職務に従事することが基本となります。若いうちから、責任ある仕事や自分のアイデアを活かして政策立案をする仕事をどんどん任せられますので、やりがいを感じることができます。

具体的には、「職業相談・職業指導」、「キャリア形成支援（キャリアコンサルティングなど）」、「障害者雇用」、「若年者雇用」、「福祉から雇用への就労支援」、「人材開発（職業訓練など）」といった分野が中心となりますが、実際は、これ以外にも幅広い業務に従事しています。

研究的な職務に就くこともありますか？

本省内および関係の独立行政法人には、人間科学関係の研究的な職務を担当するポストがいくつかあり、能力と適性に応じてそこに異動することがあります。ただし、研究的な職務ばかりを担当することにはならない点に留意してください。

地方勤務はありますか？

厚生労働省の人間科学職の職務は、本省勤務がベースになります。しかし、本省内での人間科学職としての職務の質を向上させるためには、実際に対「人間」業務が行われている現場の状況を自分の肌で感じて知ることが不可欠です。そのため、現在採用1年目にハローワークや都道府県労働局において、地方研修生として第一線の相談業務等を経験するとともに、その後についても、ハローワークや都道府県労働局などの相談担当職員や幹部職員として勤務する機会があります。

海外勤務はありますか？

在外公館（大使館等）においては、各省庁からの出向者が、その国における各省庁に関係する案件を担当するために一等書記官や二等書記官として職務に従事しておりますが、厚生労働省の人間科学職からも、随時出向者を出しております。事前の意向調査を踏まえて配置される者が決まりますが、十分な語学研修も行われますので心配はいりません。

そのほか、ILO、OECDなどの国際機関における勤務や、JICAを通じた発展途上国における雇用支援・人材育成の職務に従事することもあります。

また、配属先によっては海外出張の機会があるところもあります。

海外留学の機会がありますか？

国際化する行政に必要な各分野の研修に従事させることにより、複雑、多様化する国際活動に対応しうる行政官の育成を図ることを目的として、職員を諸外国の大学院、研究機関、政府機関、国際機関に派遣する人事院の「行政官在外研究員制度」があります（短期（6ヶ月）・長期（2年））。

採用に当たって既卒者は不利ですか？

採用選考は本人の意欲・希望と能力・適性を総合的に判断し、人物重視の面接により行っております。出身校、学部、卒業年次、年齢、性別、職務経歴の有無などは採否に影響しません。

採用後の研修はどのようなになっていますか？

採用後はまず、国家公務員としての心得や厚生労働行政の基礎知識を習得するために、厚生労働省の総合職全体を対象とした初任研修を約1ヶ月行った上で、人事院主催の初任研修を約1ヶ月行います。

その後それぞれの配属先で約4ヶ月間勤務する合間に人間科学職としての初任研修を行い、都道府県労働局およびハローワークにおいて、相談業務などの第一線の実務に従事することを通じた地方研修（現在は1年目の後半6か月。今後、期間を1年間とする方向で検討中）を行います。

そのほか、人間科学職の先輩や外部講師による人間科学職としての専門性向上を図るため研修会を実施しているほか、新任係長、新任課長補佐や地方転勤者などを対象とした、それぞれの職務に対応する研修を実施しております。

また、自己啓発に役立つ各種テキスト、資料をシステム上に蓄積し、自由に自習できる環境を整えています。

公務員試験の順位や資格の有無は採用に影響しますか？

影響はありません。

休日・休暇・休業の制度としてどのようなものがありますか？

土曜・日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）の休日のほか、年次有給休暇（年20日／ただし4月1日採用者は採用年のみ15日／残日数は20日を限度に繰り越し）、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇等）をとることができます。

さらに、厚生労働省では、節目となる機会に計画的に休暇日を指定できる仕組みを設けているほか、月1日以上年次有給休暇を取得する運動を行うことなどにより、心身のリフレッシュを図り、十分な休養を取れるような環境づくりを進めています。

また、育児休業制度など子育て支援制度も整備されており、男性の育児休業取得者も増えてきています。

福利厚生としてはどのようなものがありますか？

厚生労働省共済組合制度により、人間ドックや検診などへの医療費補助、メンタルヘルスカウンセリング、団体積立年金、団体生命保険、住宅資金などの貸付、介護・住宅などの情報提供サービスなどの各種福利厚生制度が用意されております。